

河辺地区防災計画

令和 2 年 5 月

河辺地区防災対策委員会

計 画 の 構 成

- 第 1 部 総則
- 第 2 部 災害予防計画
- 第 3 部 震災応急対策計画
- 第 4 部 風水害応急対策計画

-第1部 総 則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定および青梅市地域防災計画にもとづき、河辺地区防災対策委員会（以下「委員会」という。）が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

(2) 計画の構成

この計画は、次の4部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

(3) 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、青梅市地域防災計画の修正および災害対策基本法の改正があった場合、その他必要があると認める場合は、これを修正する。

2 河辺地区の概要

河辺地区は、JR河辺駅を中心として商業・文化・医療および官公署等の各施設が配置され、都内随一の多摩川の清流や市民の憩いの場であるわかぐさ公園をはじめ、豊かな自然に恵まれた便利で暮らしやすい青梅市の中心的市街地として発展してきた。

また、地形的には、多くの地域が多摩川の扇状地上にあり比較的平坦な地形であるが、1～3丁目の一部に係る地域が河岸段丘の崖線にあり、土砂災害警戒区域等に指定されている。

令和2年4月1日現在の人口は15,398人、世帯数は7,957世帯である。

3 関係団体の業務大綱

この計画における防災に関して処理する災害予防業務および災害応急対策業務は、概ね次のとおりとする。

機関・団体名	業務の大綱
河辺地区防災対策委員会	・河辺地区防災対策委員会の運営に関する事 ・地区内の被害に関する情報の収集、伝達に関する事 ・各自治会との情報連絡に関する事 ・避難行動要支援者支援に関する事
自治会連合会第10支会 霞台第1住宅自治会 都営住宅自治会	・管内の被害実態の把握および各種情報の収集、伝達に関する事 ・各自治会との連絡調整に関する事 ・避難所の開設および運営に関する事
河辺市民センター	・青梅市災害対策本部との連絡調整に関する事 ・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関する事 ・避難行動要支援者支援に関する事
消防団第2分団 消防団第8分団	・水火災の防御に関する事 ・人命の救助および救護に関する事 ・避難勧告等の伝達および避難誘導に関する事 ・その他消防および水防に関する事
まとい会河辺町地区分会	・地域の被害状況の収集および応急措置に関する事 ・消防団員の活動に対する支援に関する事
河辺駐在所	・被害実態の把握と各種情報の収集に関する事 ・被害者の避難・誘導に関する事 ・交通の規制に関する事 ・公共の安全と秩序の維持に関する事
交通安全協会第13支部 交通安全協会第14支部	・交通の誘導の補助に関する事 ・住民の避難・誘導に関する事
第2地区民生児童委員協議会 第4および第5ブロック	・避難行動要支援者の支援に関する事 ・高齢者や障害者の安否確認に関する事
女性防火防災の会第10支部	・災害予防に関する事 ・避難所の運営に関する事

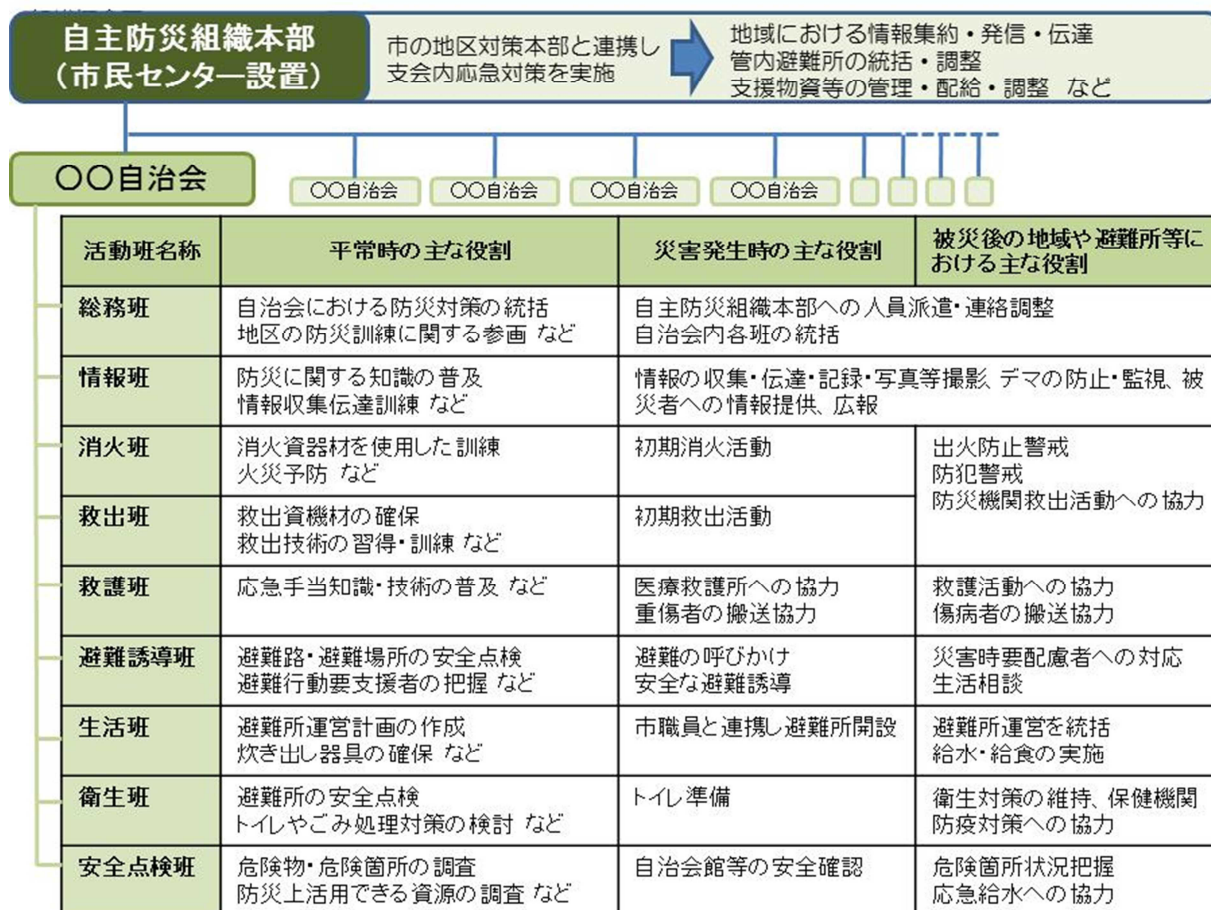
機関・団体名	業務の大綱
防災士	・ 地域防災活動の企画、指導にすること。
市立河辺小学校 市立若草小学校	・ 児童の避難、救出、救護及び安全教育にすること。 ・ 避難所の開設・運営にすること。
市立霞台中学校	・ 生徒の避難、救出、救護及び安全教育にすること。 ・ 避難所の開設・運営にすること。
総合体育館	・ 避難所の開設・運営にすること。

第2部 災害予防計画

1 災害に強い地区づくり

(1) 災害に強い体制づくり

災害に強い地区づくりのため、平時からの体制を構築する。



(2) 震災に強い地域づくり

ア 建物の耐震化

河辺地区内の旧耐震基準で建設された建物の所有者に対して、青梅市の耐震に関する補助事業を活用して、耐震診断および耐震補強工事を推進して建物の耐震化を図るものとする。

管内公共施設の耐震化の状況（平成29年4月1日現在）

施設名	構造	延べ面積 (㎡)	耐震性 の有無
河辺市民センター本館	鉄筋コンクリート造2階建	760	あり
同 体育館	鉄骨造一部2階建	923	あり
市立河辺小学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	6,897	耐震工事完了
同 屋内運動場	鉄骨造2階建	748	耐震工事完了

市立若草小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階	6,312	耐震工事完了
同 屋内運動場	鉄骨造2階	1,034	耐震工事完了
市立立霞台中学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	6,718	耐震工事完了
同 屋内運動場	鉄骨造2階建	1,035	耐震工事完了
総合体育館	鉄筋コンクリート造2階建	6,842	耐震工事完了

イ 家具等の転倒防止対策の推進

地震による家具類の転倒・落下防止対策を推進し、負傷者を減少させ負傷の程度を軽くし、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動を迅速に行うことができることから、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

ウ 防災訓練の実施

地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制を確立するとともに、情報の収集・伝達、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行動できるよう、防災訓練を実施する。

また、防災意識の高揚を図るため、防災訓練への積極的な参加を促すとともに、訓練内容の充実を図る。

(3) 風水害に強い地域づくり

ア 土砂災害対策の推進

土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成31年3月15日現在、単位:箇所数)

町 丁 名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
	急傾斜地	土石流	急傾斜地	土石流
河辺町1丁目 ～3丁目	15		14	

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関しては、警戒区域ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために、必要な警戒避難体制に関する事項について事前に定めておく。

ウ 浸水対策の推進

地区内の災害履歴（平成20年以降）

[illegible]

※過去の災害履歴を参考に、浸水が予測される場所については、事前に対応を定めておく必要がある。

2 要配慮等への支援制度の推進

地震や風水害などの災害発生時に一番の力になるのは、隣近所や地域の方の助け合いである。

このため、市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のある方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を推進している。

河辺地区においても、要配慮者に対し、普段からの見守り、安否確認などの支援を行うために、地域で助けあう支援体制づくりを推進する。

3 災害対策用物資の備蓄

河辺市民センター防災倉庫備蓄状況

(平成28年5月現在)

	品 名	数 量	備 考
物資	簡易組立トイレ（基）	3	
	簡易型トイレ用畜便袋（1箱10組）	42	1組10枚入り
	防災シート（枚）	110	
	毛布（1箱10枚）	100	
	寄託毛布（1箱10枚）	100	東京都
	日赤配備テント（2間×3間）	1	体育倉庫
	安眠マット	10	
	パーソナルテント	3	
	ウォータータンク 20L	30	
	羽釜（台）	2	
水 防 関 係	土嚢袋（袋）	200	
	パイル・留杭（本）	100	
	鉄線（kg）	500	
	解縄（m）	1,000	
	スコップ（丁）	9	
	つるはし（丁）	10	分解状態
	掛矢（丁）	5	
	カッター（丁）	3	
	ジョレン（丁）	10	
	竹み（丁）	10	
	竹ほうき（本）	2	
	バール	1	
食 糧	カンパン（60食入り×6箱）	360	
	白飯ご飯（50食入り×38箱）	1,900	
	五目御飯（50食入り×21箱）	1,050	
第 10 支 会 備 蓄 品	折りたたみリヤカー（台）	2	
	ポリタンク	5	
	寸胴鍋	2	
	ガスボンベ	1	
	ガスコンロ	2	
	机	30	
	椅子	58	
	クーラーボックス	2	

	竹ほうき	10	
	梅おかゆ	16	
	五目御飯（50 個入×2 箱）	100	

第3部 震災応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 河辺地区防災対策委員会の活動

ア 災害対策本部の設置

委員会は、青梅市が市内で震度5弱以上の地震が観測された場合、その他、大規模な災害が発生または切迫していると認め第2号警戒体制をとり、青梅市災害対策本部を設定した場合、その他必要があると認めた場合には、河辺市民センター内に河辺地区災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

イ 本部の組織

本部が設置された場合に、原則として本部長は委員会会長、副本部長は副会長が当たるものとし、その他必要な担当を置く。

なお、本部は、次の者をもって構成する。

自治会連合会第10支会正副支会長、消防団第2分団第6部長、第8分団第4部長、まとい会河辺町地区分会会長、交通安全協会第13支部長、第14支部長、民生児童委員代表者、女性防火防災の会第10支部長、河辺市民センター職員、その他状況に応じて必要な要員

ウ 本部への参集

構成員は、震災における本部設置にあたっては、原則として連絡を待つことなく、自主的に河辺市民センターに参集する。

エ 本部の活動

本部は、河辺地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて青梅市災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

オ 本部の廃止

地震による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部の活動

ア 自治会本部の設置

青梅市で震度 5 強以上の地震が観測された場合には、各自治会館内に「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、本部（河辺市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会役員、まとい会会員、交通安全協会指導員、その他必要とする者。

ウ 自治会本部への参集

構成員は、震災における自治会本部の設置にあたっては、原則として連絡を待つことなく自主的に自治会館に参集する。

エ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

オ 自治会本部の廃止

地震による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は自治会本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、本部（河辺市民センター）へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

本部は、有線電話、携帯電話、河辺地区自主防災用無線、青梅市防災行政無線（移動系）を活用して被害等の情報収集に努める。

また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難場所の開設場所

震災時の避難場所は、青梅市地域防災計画で定められている場所とする。
河辺地区の指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電話番号	備 考
河辺町南自治会館	河辺町 2-1026		避難場所
総合体育館	河辺町 4-16-1	24-7721	避難場所・避難所
市立河辺小学校	河辺町 5-24	23-1245	避難場所・避難所
河辺市民センター	河辺町 6-18-1	22-4885	避難場所・避難所
わかぐさ公園	河辺町 8-14-3		避難場所
市立若草小学校	新 町 1-15-1	31-3117	避難場所・避難所
市立霞台中学校	師岡町 4-6-4	24-1140	避難場所・避難所

※避難場所とは、地震などによる火災が拡大して危険になったときに避難する場所。

※避難所とは、大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、市では小・中学校や市民センターなど 32 か所指定している。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、市が作成した避難所運営マニュアルガイドラインにもとづき、避難所ごとの事情を考慮して運営する。

なお、自主的な避難所の円滑な運営を図るため、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。

第4部 風水害等応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 委員会の活動体制

ア 本部の設置

委員会は、次のいずれかの場合に、河辺市民センター内に本部を設置する。

- (ア) 台風が接近し、河辺地区において大きな被害が発生することが予想される場合
- (イ) 青梅市に「土砂災害警戒情報」が発表された場合
- (ウ) 多摩川が「はん濫危険水位」に達した場合
- (エ) 青梅市役所の雨量計で、最大1時間降水量が50ミリを超えた場合、または24時間降水量が300ミリを超えた場合
- (オ) その他、委員会会長が必要と判断した場合

イ 本部の組織

構成員については、第3部震災応急対応計画、1 応急活動体制、(1) 河辺地区防災対策委員会の活動、イ本部の組織に準ずる。

ウ 本部への参集

構成員は、風水害等における本部設置にあたっては、委員会会長の指示にもとづき、河辺市民センターから連絡があった場合に参集する。

エ 本部の活動

本部は、河辺地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、自主避難者を受け入れるため、必要に応じて一時的に避難する場所の開設準備および開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて青梅市災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

オ 本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部の活動

ア 自治会本部の設置

風水害により自治会管内で大きな被害が発生した場合、および発生する恐れがある場合は自治会館等に「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、本部（河辺市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会役員、まとい会会員、交通安全協会指導員、その他必要とする者をもって構成する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

風水害による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は自治会本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、本部（河辺市民センター）へその旨を連絡する。

2 避難計画

風水害における避難計画については、第3部震災応急対策計画、2 避難計画に準ずるが、風水害等における避難場所または避難所は、屋内施設となる。

(1) 避難基準

大雨警報が発令され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。

土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表され、最大1時間降水量が50ミリまたは24時間降水量が300ミリを超えた場合、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域の居住者は自主的に避難する。

また、土砂災害の前兆現象（斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど）等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

(2) 避難場所・避難所の開設場所

風水害時の避難場所は、青梅市地域防災計画に定められている風水害時避難場所のほか、必要に応じて地元自治会館とする。

また、風水害時の避難所は、青梅市地域防災計画に定められている避難所とする。

※河辺地区および周辺の風水害時避難場所および避難所

避難場所等	所 在	電話番号	備 考
総合体育館	河辺町 4-16-1	24-7721	避難場所・避難所
市立河辺小学校	河辺町 5-24	23-1245	避難場所・避難所
河辺市民センター	河辺町 6-18-1	22-4885	避難場所・避難所
市立若草小学校	新町 1-15-1	31-3117	避難場所・避難所
市立霞台中学校	師岡町 4-6-4	24-1140	避難場所・避難所

※自治会館設置状況

Kは急傾斜地の崩壊、Dは土石流の指定状況

自治会館名	所 在	土砂災害指定
河辺町南	河辺町 2-1026	K警戒区域・Dなし
河辺町 4 丁目	河辺町 2-1042-2	K警戒区域・Dなし
河辺町 5 丁目	河辺町 5-10-3	K・Dなし
河辺町 6 丁目	河辺町 6-8-4	K・Dなし
若草会館	河辺町 8-14-4	K・Dなし
河辺北会館	河辺町 10-16-12	K・Dなし
河辺ダイヤモンドマンション集会室	河辺町 1-829-1	K・Dなし
ライオンズマンション多摩川河辺第2集会室	河辺町 1-813-7	K警戒区域・Dなし
ライオンズガーデン河辺集会室	河辺町 2-955-2	K・Dなし

※自治会館が警戒区域等に含まれる場合は、鉄筋コンクリート造であれば2階等の上層階を利用する。

※土砂災害の危険がある場合には、山側と反対の部屋を利用する。

(3) 日頃からの周知

風水害時の避難は、浸水被害や土砂災害等が発生する前に避難を行う必要がある。このため、地域の住民に避難所や避難方法などについて、日ごろから周知に努める。

(4) 避難所の運営

避難所の運営は、市が作成した避難所運営マニュアルガイドラインにもとづき、避難所ごとの事情を考慮して運営する。

なお、自主的な避難所の円滑な運営を図るため、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。

資料

河辺地区防災対策委員会役員構成員

区 分	人員	備 考
青梅市自治会連合会第10支会自治会長	12人	
青梅市自治会連合会第10支会副自治会長	3人	会長・副会長を選出した自治会の副自治会長
青梅市自治会連合会第10支会会計監事	2人	
青梅市消防団第2分団第6部部长	1人	
青梅市消防団第8分団第4部部长	1人	
霞台第1住宅自治会長および都営住宅自治会長	2人	
霞台第1住宅副自治会長または都営住宅副自治会長	1人	副会長を選出した自治会の副自治会長
青梅交通安全協会第13支部長	1人	
青梅交通安全協会第14支部長	1人	
青梅女性防火防災の会第10支部長	1人	
河辺地区内担当の民生児童委員	2人	第2地区民生児童委員協議会会長、第4および第5ブロック幹事ただし、河辺地区以外から選出されているときは別に選出する
まとい会河辺町地区分会長および副分会長	2人	
河辺地区高齢者クラブ連合会長	1人	
防災リーダー	若干名	防災士の資格を有する者

河辺地区関係機関・団体等連絡先

機 関・団 体	住 所	電 話 番 号
河辺市民センター	河辺町 6－1 8－1	2 2－4 8 8 5
市立河辺小学校	河辺町 5－2 4	2 3－1 2 4 5
市立若草小学校	新 町 1－1 5－1	3 1－3 1 1 7
市立霞台中学校	師岡町 4－6－4	2 4－1 1 4 0
総合体育館	河辺町 4－1 6－1	2 4－7 7 2 1
総合病院	東青梅 4－1 6－5	2 2－3 1 9 1
青梅消防署長淵出張所	長 淵 3－2 0 3－3	2 1－0 1 1 9
河辺駐在所	河辺町 2－9 6 5－1	2 4－2 6 9 3
河辺郵便局	河辺町 5－1 7－2 3	2 4－3 0 0 4
若草郵便局	河辺町 8－1 2－2 8	3 2－5 0 6 6

・ハザードマップ（別紙）